

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

中津市では、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価」）の運用に伴い下記の特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

①措置の内容

新労務単価の運用に伴い、②に定める建設工事及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」）の受注者は、中津市建設工事請負契約約款第56条、中津市土木設計業務等委託契約約款第50条、中津市建築設計業務委託契約約款第59条及び中津市建築工事監理業務委託契約約款第48条の規定に基づき、令和元年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料（以下「請負代金額等」）の変更の協議を請求することができることとします。

②対象工事

令和2年3月1日以降に開札を行う建設工事等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

③具体的な取扱い

②に定める建設工事等の受注者から協議の請求があった場合、次の方式により算出された請負代金額等に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ および k は、それぞれ以下に表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

④その他

本特例措置に基づく受注者からの請負代金額等の変更協議の請求期限は、原則、工期及び履行期間の末日から14日前までとします。